

【フィットカード300会員規約/スーパーフィットカード300会員規約】

第1条(会員)

- (1) 会員とは、本規約を承認のうえ、日本海信販株式会社(以下「当社」という)に入会の申し込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。
- (2) 当社は、入会申込者が次の各号の何れかの事由に該当する場合は入会をお断りします。
 1. 暴力団・暴力団員・暴力団関係企業及びその団体に所属する者又はその関係者。
 2. 反社会的勢力であることが判明したとき。
- (3) 会員は、本規約に基づく一切の債務につき責任を負うものとします。
- (4) 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

第2条(カードの貸与)

- (1) 当社は、会員に対し、フィットカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。
なお、カードの所有権は当社に帰属します。
- (2) 会員は、カードを貸与されたとき、直ちに当該カードの署名欄に自署し、以後善良なる管理者の注意をもってカードを使用、保管するものとします。
- (2) カードは、会員本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。

第3条(暗証番号)

- (1) 会員は入会申し込み時に当社所定の方法により、カードの暗証番号を届け出るものとします。
- (3) 会員は暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が他人に知られたことにより生じた損害は、会員の負担となります。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) また、会員は暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」および生年月日、電話番号等から推測される番号以外の数字を選択し届け出るものとします。なお、当社は会員の届出た暗証番号が「0000」「9999」および生年月日、電話番号等から推測される番号以外の数字であるかを確認する義務は負いません。

第4条(カードの機能)

会員は、カードを利用して当社から金銭の借入れ(融資)を受けること(以下「カードローン」という)ができるものとします。

第5条(カードの利用可能枠)

- (1) カードの利用可能枠は、会員のカードローン利用希望額の範囲内で当社が定める金額とします。
- (2) 当社は、会員の利用状況および信用状態等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、利用可能枠を増額または減額(利用可能枠を0円にすることを含む)あるいは新たな融資を中止することがあります。
- (3) 会員が当社の発行、貸与する複数枚のカード(クレジットカードを含む。)を保有する場合に

は、これらのカードの利用残高は、当社が別に定める利用可能枠、または当社が各カード毎に定める利用可能枠の最も高い額を適用するものとし、これを超えることはできないものとします。

第6条(カードローンの利用方法)

- (1) 会員は、貸付残高が利用可能枠の範囲内で繰り返し融資を受けることができます。ただし、融資の金額・方法については当社指定の金額を最低単位とし、かつ当社指定の方法によるものとします。
- (2) 会員は、当社の指定する窓口で所定の手続きをとるか、またはカードを使用して当社と提携する金融機関等の現金自動貸出機(以下「CD」という)および現金自動預払機(以下「ATM」という)により融資を受けることができます。
- (3) 本規約に基づき会員が金銭の借入れを行うときに、当社との間で個別の融資契約が成立するものとします。また、融資契約残高がある状態で新たに借入れ(以下「追加借入」といいます)を行うときは、従前の融資契約残高と追加借入額との合計を借入額とする新たな融資契約が成立したものとします。なお、当社から交付される領収証等の書面には、直前の個別融資契約の成立日を「契約日」と記載します。また、従前の融資契約残高に対する利息は、新たな融資契約成立以後の最初の返済時に精算するものとします。

第7条(ご利用代金明細書(請求書)・残高承認)

- (1) 当社は、会員に対しカードローンによる支払金を請求するときは、予めカードご利用代金明細書(請求書)を会員の届出住所宛に送付します。尚、支払を2回以上に分割し、かつ口座振替の方法によりお支払の場合、2回目以降のお支払いで前回請求金額が同額となるときは、今回分のご利用代金明細書は送付しないものとします。また、当社所定の手続きがとられた場合には、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令などにより電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。
- (2) 会員が前項のカードご利用代金明細書(電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項のカードご利用代金明細書の記載事項を当社が提供した場合には会員がこれを受信した時とします。)を受け取った後、1週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。

第8条(請求書など記載の同意)

- (1) 当社は、会員が本規約に基づきカードローンを利用した場合は、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「ご融資明細書(貸金業法第17条1項書面)」)と申します。)を前条のカードご利用代金明細書とは別に会員に交付します。
- (2) 会員は、「ご融資明細書(貸金業法第17条1項書面)」を貸金業法第17条6項、同法第18条3項に基づき、「マンスリーステートメント」(毎月1日から当月末日における貸付・返済その他の取引状況を記載した書面)に代えることができることを承諾します。但し、会員は、

当社に申し出ることによりマンスリースタートメントによる書面受け取りの代替を拒否できるものとします。

- (3) 会員は、前各項について「貸金業法第 17 条 1 項書面」を貸金業法第 17 条 7 項、同法第 18 条 4 項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。但し、電磁的方法による通知については、会員の申し出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。

第 9 条(支払い)

- (1) カードローンの融資金及び利息(以下「カードローンの支払金」という)、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」という)は、会員があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から約定支払額を口座振替の方法により 27 日(金融機関休業日の場合は翌営業日、以下同じ)に支払うものとします。ただし、当社が認めた場合にはその他の方法によるものとします。
- (2) 前項にかかわらずコンビニエンスストアでのお支払いを当社が認めた場合は、コンビニエンスストアが支払金を受領したことにより、当社への支払がなされたものとします。

第 10 条(カードローンの約定利率・締切日・返済方式等)

- (1) カードローンの融資金は 10,000 円単位(ただし、提携金融機関を利用する場合、金融機関によっては 1,000 円単位となる場合がある)とし、返済方式は残高スライドリボルビング払い(利息ウィズイン方式:以下「残高スライド返済」という)、翌月一括払のうちから会員が利用の際に指定した方式によるものとします。
- (2) 約定利率(年率)は当社が定めるもの(6.8%~17.8%)とし、会員に通知するものとします。
- 融資金を残高スライド返済により返済する場合は、会員はカードローンの貸付残高に対して当社が定めた約定利率(年率:1 年を 365 日とした場合、以下同じ)の利息を支払うものとします。ただし、初回分の利息は利用の翌日から初回返済日までの期間を約定利率で計算したものとします。
 - 融資金を翌月一括払により返済する場合、会員は元本に対して利用の翌日から返済日までの期間を当社が定める約定利率で計算した利息を支払うものとします。
- (3) カードローンの融資金は毎月末日に締切り、残高スライド返済の場合は次項に定める金額(ただし、貸付残高に利息を加えた金額が残高スライド返済の返済額以下となる場合は当該金額)を、翌月一括払の場合は元本に利息を加えた金額を翌月 27 日に支払うものとします。
- (4) 残高スライド返済の毎月の返済額は以下の二通りとします。なお、返済額には(2)1.に定める方法により計算された利息を含むものとします(利息ウィズイン方式)。

1. フィットカード 300

月末元本残高	翌月返済額
1~ 300,000 円	10,000 円
300,001~ 500,000 円	15,000 円
500,001~ 700,000 円	20,000 円
700,001~1,500,000 円	30,000 円

1,500,001～3,000,000 円	35,000 円
-----------------------	----------

- (返済例) ・ ご融資枠 50 万円
- ・ 返済回数 62 回
 - ・ 初回返済額 15,000 円
 - ・ 月々返済額 残高により変動 (15,000 円又は 10,000 円)
 - ・ 実質年率 17.8%
 - ・ 利息総額 233,996 円
 - ・ 返済総額 733,996 円
- (借入れ日から返済日までの期間により変動します。)

2. スーパーフィットカード300

月末元本残高	翌月返済額
1～ 200,000 円	10,000 円
200,001～ 300,000 円	15,000 円
300,001～ 500,000 円	20,000 円
500,001～700,000 円	30,000 円
700,001～1,000,000 円	50,000 円
1,000,001～2,000,000 円	60,000 円
2,000,001～3,000,000 円	70,000 円

- (返済例) ・ ご融資枠 100 万円
- ・ 返済回数 60 回
 - ・ 初回返済額 50,000 円
 - ・ 月々返済額 残高により変動 (50,000 円又は 30,000 円又は 20,000 円又は 15,000 円又は 10,000 円)
 - ・ 実質年率 14.8%
 - ・ 利息総額 265,766 円
 - ・ 返済総額 1,265,766 円
- (借入れ日から返済日までの期間により変動します。)

《特別規約》平成 22 年 8 月 1 日以降に、新たに契約を締結する場合の返済方式は、スーパーフィットカード300の元利定額残高スライドリボルビング払い方式とさせていただきます。

(5) 会員は利率が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。

第 11 条 (カードローンの支払金の繰上返済など)

(1) カードローンの支払金を本規約に基づく債務の全部又は一部の返済を本規約に定める約定返済期日の前に繰上げて支払うこと (以下「繰上返済」といいます。) について、会員は当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うものとします。尚、当社の承認にあたり、当社

が求めた場合には、会員は、書面の提出など当社所定の手続きをとるものとします。

(2) 会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲及び返済方法は下表のとおりです。

支払回数	1回払い	リボルビング払い
返済範囲	全額のみ	全額、一部
返済方法	口座振込み、当社指定の窓口への持参	口座振込み、当社指定の窓口への持参

(2) 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、また余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金などをしても、会員は予め承諾するものとします。

1. 当社に対する事前の連絡、又は当社の承認なくして行われたとき。
2. 当社に対する事前の連絡、及び当社の承認があった場合であっても、
[1] 事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
[2] 事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
[3] 事前の連絡の際に本人会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

(4) 前各項までの規定にかかわらず、会員は、当社及び当社が提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）を利用して、カードローンのリボルビング払いの支払金の全部又は一部を繰上返済することができるものとします。但し、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。

第12条（費用の負担）

- (1) 契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。
- (2) 会員は、会員が当社の提携する金融機関などの現金自動貸出機など（CD・ATM）でカードローンを利用した場合及びカードローンのリボルビング払いの支払金の返済をした場合における当該金融機関などに対する現金自動貸出機などの利用料（法令で定められる上限額を超えない範囲の実費相当額）を負担するものとします。
- (3) 会員の希望により、口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、会員は送金手数料を負担するものとします。
- (4) 会員が当社に支払う費用などに公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税などを含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額又は当該増加額を負担するものとします。
- (5) 会員は、会員が前第9条に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、会員の希望により当社が当該金融機関に再口座振替の依頼をしたときは、再振

替手数料として振替手続1回につき315円(消費税を含みます。)を負担するものとします。

第13条(期限の利益の喪失)

(1) 次のいずれかに該当したときは、会員は、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

1. 支払金を1回でも遅滞したとき。(但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ、効力を有するものとします。)
2. 会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止になったとき。
3. 会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分(但し、信用に関しないものを除く)の申立、又は滞納処分を受けたとき。
4. 会員が破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき。
5. 会員について債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、又は債務整理のため弁護士などに依頼した旨の通知が当社に到達したとき。
6. 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。
7. 会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供などし、当社のカードの所有権を侵害する行為をしたとき。

(2) 次のいずれかに該当したときは、会員は、当社からの請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務の全額を直ちに支払うものとします。

1. 会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。
2. 会員の経営する法人につき、破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立又は解散その他営業の廃止があったとき。
3. 当社からの書面による通知が申込書上の住所(住所変更がなされた場合は当該変更後の住所)宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より20日間経過したとき(ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、会員がこれを証明したときは除く。)
4. 本契約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠るなど、会員の信用状態が著しく悪化したとき。
5. その他会員が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

第14条(遅延損害金)

会員が毎月の支払を遅延したときは、遅延した元金に対して支払期日の翌日より支払日に至るまで、また期限の利益喪失の場合は、未払債務(残元本)に対して期限の利益喪失の日の翌日より完済日に至るまで、年20.0%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第15条(届出事項の変更)

- (1) 会員は、当社に届け出た氏名、住所、勤務先(連絡先)、指定預貯金口座等について変更があった場合には、遅滞なく所定の届出書により当社へ通知するものとします。
- (2) 会員は、(1)の氏名、住所等の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなす

ことに異議ないものとします。ただし、(1)の氏名、住所等の変更の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではないものとします。

第16条(カードの紛失・盗難等)

- (1)会員は、当社のカード会員保障制度に加入するものとします。
- (2)会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届け出るとともに、当社所定の届出書を当社あて提出するものとします。
- (3)カードを紛失、盗難、その他の事由により他人に利用された場合の損害は、カード会員保障制度約款の定めるところにより、その損害額の全部もしくは一部が補填されます。
- (4)カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行するものとします。なお、この場合、当社所定の再発行手数料を負担していただくことがあります。

第17条(脱会並びにカードの使用停止と返却)

- (1)会員の都合により脱会するときは、当社あてその旨の届け出を行うものとし、同時にカードを返却するものとします。カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって脱会したものとします。
- (2)会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取り消すことがあります。
 1. 入会時に虚偽の申告をしたとき。
 2. 本規約のいずれかに違反したとき。
 3. カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠ったとき。
 4. 会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 5. カードローンの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。
 6. 住所変更の届け出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断したとき。
 7. 会員が暴力団など反社会的勢力であると判明したとき。
 8. その他、当社が会員として不適格と判断したとき。
- (3)会員が(2)に該当し、当社がカードの返却を求めたときは、会員は直ちにカードを返却するものとします。

第18条(有効期間)

- (1)会員資格の有効期間は会員となった日より3年間とし、期間満了の30日前迄に会員または当社より別段の意思表示がない場合には、3年を限度に自動更新するものとし、以後も同様とします。
- (2)(1)の有効期間内であっても、貸付残高が存在しない期間が3年間継続した場合は、その時点で自動的に会員資格を失い、脱会したものとされることに会員は異議ないものとします。

- (3)有効期間満了 30 日前迄に会員または当社のいずれかにより更新を行わない旨の申し出がなされた場合、会員は有効期間満了迄に当社へカードを返却するとともに本規約に基づく残債務全額を本規約各条項に従い支払うものとし、カード返却・残債務支払が完了したときに脱会したものとされることに会員は異議ないものとします。

第 19 条（犯罪収益移転防止法の適用）

当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認手続きが当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることやカードの利用を制限することがあります。

第 20 条（規約の変更）

本規約を変更する場合、当社はあらかじめ会員に変更事項を通知するものとします。なお、通知書到達後会員がカードを使用したときは、会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。また、当社から利率変更の通知をした後は、変更後の利率が適用されるものとし、当社が指定した時は、通知をした時におけるカードローンの利用残高の全額に対しても変更後の利率が適用されることに会員は予め承諾するものとします。

第 21 条（債権譲渡）

当社は、本規約に基づく会員に対する債権の全部又は一部を、担保権と共に第三者に譲渡すること、および債権管理に必要な情報を提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第 22 条（収入証明書の提出）

会員は、当社から源泉徴収票などの収入、又は収益その他資力を明らかにする書面（以下「収入証明書」といいます。）の提供を求められることに関して、予め以下の内容について承諾するものとします。

1. 会員は、収入証明書の提出を求められたときは、これに協力すること。
2. 提出された収入証明書の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。
3. 提出された収入証明書は会員に返却できないこと。
4. 収入証明書の提出にご協力いただけないとき、あるいは収入証明書の提出にご協力いただけても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によっては、カードローンの利用停止又は利用可能枠の変更を行う場合があること。

第 23 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

【カード会員保障制度規約】

第1条（カード会員保障制度の内容）

カード会員保障制度（以下「本制度」という）とは、日本海信販株式会社（以下「当社」という）が会員に発行するクレジットカード（以下「カード」という）が紛失・盗難等により、保障期間中に他人に不正使用された場合、またはカード番号が盗用され、偽造変造されたカードにより不正使用された場合において、会員が被る損害を当社が保障する制度です。

第2条（保障期間）

- (1) 本制度の保障期間はカード発行の日から1年間とし、初日の午前0時から末日の午後12時に終わります。
- (2) 本制度は、カード会員資格存続中は毎年自動更新します。

第3条（身に覚えのない請求の届出と損害補償期間）

- (1) 当社の請求が自らカード使用した覚えのない請求である場合は、会員は直ちにその旨を当社及び最寄りの警察署へ届けるとともに、当社所定の届出書を提出するものとします。
- (3) 第1条により当社が保障する損害は、会員がカード使用した覚えのない請求分として申告した損害、および申告した以降に不正使用された損害とします。

第4条（保障されない損害）

次のいずれかに該当する場合は、当社は保障の責を負わず、その損害の全部を会員が負担するものとします。

1. カード署名欄に自署されていなかったとき。
2. 暗証番号を用いた取引で、会員の故意または過失により登録された暗証番号が他人に知られてカードが使用された場合、および生年月日・電話番号など、容易に第三者に類推され易い暗証番号により生じた場合。
3. カード紛失・盗難、またはカード番号の盗用が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
4. 会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって不正使用された場合。
5. 他人に譲渡、貸与、担保差入したカードが不正使用された場合。
6. 会員規約に違反している状況において紛失・盗難、またはカード番号の盗用により不正使用された場合。
7. 第3条の通知を当社が受理した日の91日以前に生じた損害の場合。
8. 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難、またはカード番号が盗用され偽造変造カードで不正使用された場合。
9. 会員が警察への届出をせず、当社の請求する書類を提出しなかったり当社が行う被害状況の調査に協力しなかった場合。
10. その他、会員が当社の指示に従わなかった場合。

第5条（損害の補償手続き・調査）

- (1) 会員が当社に損害の補償請求する場合は、会員は当社から請求により不正使用を知った

日から 30 日以内に紛失・盗難・カード番号盗用に至った経緯報告書、および最寄りの警察への被害届出証明書（被害届が受理されない場合は届出日とその事実）など、当社が損害の補償に必要と認める書類を当社へ提出するものとします。

- (2) 当社または当社から委託を受けた者が (1) 被害状況等の調査を行う場合、会員はこの調査に協力するものとします。
- (3) 当社が必要な調査を終えたときは遅滞なく、紛失・盗難・偽造変造カードによる不正利用の損害を補償するものとします。

●貸金業法第 17 条及び同法施行規則 13 条の定めによる受取書面

- ・フィットカード 300 会員申込書
- ・スーパーフィットカード 300 会員申込書

※上記以外に受け取っている書面が有る場合は、別途ご案内させていただきます。

●「カード送付のご案内」の「ご入会日」は貸金業法で定める極度方式基本契約では、貸金業法第 17 条第 2 項第 2 号の「契約年月日」を表示したものです。

日本海信販株式会社本社/〒680-8555 鳥取市えびす町471

登録番号 中国財務局長（10）第00036号 日本貸金業協会会員第001954号

消費者相談窓口 TEL 0857-27-6119

貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。

日本海信販が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関

名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 2F

電話 03-5739-3861

返済等でお悩みの方は日本貸金業協会（相談・苦情等受付窓口）0570-051-051

（受付時間 9：00～17：30 休・土、日、祝日、年末年始）

【個人情報の取扱に関する同意条項】

第1条（与信目的による個人情報の収集・保有・利用）

(1) 会員入会申込者、会員（以下これらを総称して「会員等」という）は、本契約（本申込みを含む。）及び本契約以外の契約に係る日本海信販株式会社（以下「当社」という）との取引の与信判断、並びに与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集すること並びに当社が定める期間は以下の各条項に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者に提供することに同意します。

1. 会員等の氏名・性別・年齢・生年月日・住所・電話番号・携帯電話番号・Eメールアドレス・勤務先（お勤め先内容）・家族構成・居住状況・資産負債等、所定の申込書に記載された事項及び契約後に届出された上記事項の変更事項
2. 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座など契約内容に関する事項
3. 本契約に関する支払開始後の利用残高、支払状況等、取引履歴に関する事項
4. 本契約に関する会員等の支払能力を判断するため、又は支払途上における支払能力を判断するため、会員等が申告された資産、負債、収入、支出、当社が収集し保管・管理するクレジットの利用履歴、過去の債務の返済状況等
5. 会員等または公的機関から適法かつ適正な方法により収集した住民票等、公的機関が発行する書類の記載事項
6. 本契約に関し犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、又は当社が必要と認めた場合に、会員等の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載事項
7. 電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている事項

(2) 会員等は、当社が本契約に関する与信業務、与信後の債権管理・回収業務、また当社が提携先企業に委託する場合に一部又は全部を譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収業務を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。

【債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする会社】

「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社

(3) 会員等は当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

(4) 会員等は当社が法令（強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。）に基づいて公的機関等に対して提供する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。

- ①法令（強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。）に基づいて、公的機関等に対して提供する場合。
- ②カード契約に関してカードの有効性を通知するためにカードが利用できる加盟店に対して（1）①の会員等の個人情報及びカード番号を提供する場合。

第2条（個人信用情報機関への登録・利用）

- (1)会員等の支払能力の調査のために、当社が加盟する割賦販売法上並びに貸金業法上の指定信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」という）及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、会員等、会員等の配偶者の個人情報（官報等に公開されている情報、登録された情報に関し、本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等に係る本人申告情報、電話帳記載情報など加盟信用情報機関及び提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含む。）が登録されている場合には当該個人情報を利用することに同意します。なお、当社は、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関に登録されている個人の支払能力に関する情報は割賦販売法及び貸金業法により、支払能力の調査の目的に限り利用します。
- (2)会員等、会員等の配偶者の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、割賦販売法及び貸金業法等に基づき会員等、会員等の配偶者の支払能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意します。

加盟信用情報機関名	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
登録情報	登録期間	登録期間
①本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に紹介した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から3ヶ月間を超えない期間
②本規約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び本債務を完済した日から5年を超えない期間
③債務の支払を遅滞した事実	契約期間中及び契約終了日から5年間	事実の発生日から5年を超えない期間
④債権譲渡の事実に係る情報	—	債権譲渡の日から1年を超えない期間

- (3)会員等は、加盟信用情報機関及び当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性及び最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し利用することに同意します。
- (4)会員等は本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該機関及び提携信用情報機関の加盟会員に提供されることに同意します。

(5)加盟信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は下表のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー

(割賦販売法に基づく指定信用情報機関) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1 - 2 3 - 7 新宿ファーストウエスト

フリーダイヤル 0120-810-414 ホームページアドレス <http://www.cic.co.jp/>

※主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

②株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル

フリーダイヤル 0120-441-481 ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp>

※主にクレジット・リース事業、貸金業等の与信事業を営む企業を加盟会員とする個人信用情報機関です。

(6) 上記 (5) の加盟信用情報機関が提携する提携信用情報機関は下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

(主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 1 TEL03 - 3214 - 5020

ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

*株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構、並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク (CRIN) を構築しています。

(7) 上記 (5) (6) の各信用情報機関の業務内容、加盟資格、会員企業名等の詳細は各信用情報機関のホームページをご覧ください。

(8) 上記 (5) に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、会員等に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間/支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。

第3条 (与信目的以外による個人情報の提供・利用)

(1) 会員等は、当社が下記の目的のため第1条(1)1.2.3.の個人情報を利用することに同意します。

1. 当社のクレジット関連事業における市場調査、商品開発
2. 当社のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内または貸付の契約に関する勧誘
3. 当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

*尚、当社の事業とは、クレジット事業 (クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証

事業、生命保険・損害保険代理店業務等です。詳細は当社の定款、ホームページ等をご覧ください。

ホームページ（URL）<http://www.web-nihonkai.com/>

(2) 会員等は、下記の当社関連会社に、第1条(1)1.2.の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し当社関連会社が下記の目的のために利用することに同意します。

【当社関連会社】 日本海サービス株式会社 鳥取市えびす町 471 TEL0857-27-6201

利用目的：生命保険・損害保険募集代理店事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

(3) 上記(2)の当社関連会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中および本契約終了日から5年間とします。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 会員等は、当社及び第2条で記載する個人情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

1. 当社に開示を求める場合には、第7条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ（<http://www.web-nihonkai.com/>）によってもお知らせしております。

2. 個人情報機関に開示を求める場合には、第2条(5)記載の個人情報機関に連絡して下さい。

3. 当社関連会社に対して開示を求める場合には、第3条(2)記載の連絡先へ連絡して下さい。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は当社が登録した情報に限り、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。また、個人情報機関に登録されている個人情報の内容に誤りがある場合は、個人情報機関が定める手続き及び方法に従い訂正・削除の申立を行うことができます。

第5条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、会員等が本契約の必要な記載事項（本契約書面で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第3条に同意しない場合でも、これを理由に本契約をお断りすることはありません。

第6条（利用・提供中止の申し出）

本同意条項第3条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用、当社関連会社への提供を中止する措置を取ります。中止の措置については、第7条記載の窓口までご連絡ください。但し、請求書等に同封される宣伝・印刷物についてはこの限りではありません。

第7条（個人情報の取扱いに関する問合せ窓口）

当社が保有する会員等の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せや、利用・中止の申出等に関しましては、下記のカスタマーセンターまでご連絡ください。

日本海信販（株） 〒680-8555 鳥取市戎町 471 カスタマーセンター TEL0857-27-6111

第8条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第2条(2)1.に基づき、当該契約不成立の理由如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条（条項の変更）

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上